

令和4年度 公益財団法人堤康次郎記念育英財団  
奨学生募集要項

1 応募資格

次の（１）～（４）のすべてに該当する者。

- （１）滋賀県内の高等学校（国公立・私立を問わない。）の第一学年に在籍し、滋賀県内に在住する者
- （２）学業全般で優秀な成績をおさめており、品行方正である者  
※ 中学校在籍時の学業成績において、評定平均4.2以上を目安とする
- （３）在籍する高等学校長が推薦する者
- （４）父母両方（またはこれに代わって家計を支えている者）の所得<sup>1</sup>の合計が500万円以下であること

2 奨学金の使途

- （１）学業の諸活動費
- （２）学業向上のため必要となる経費（学費等）への充当

3 奨学金の給付回数及び金額

- （１）給付額（返還不要）  
年額合計36万円
- （２）給付時期・回数  
年3回（4月、8月、12月） 4ヶ月分をまとめて支給します  
ただし、採用初年度は、8月に、8月支給分とあわせて4月支給分を支給します。（新型コロナウイルス等の影響で採用決定時期が遅れた場合、採用後に、給付時期になっている奨学金をまとめて支給します。）

4 採用予定人数、奨学金の給付期間

- （１）採用予定人数  
高等学校第一学年についてのみ採用を行い、1学年につき3名程度
- （２）給付期間  
採用時から学則に定められた最短修業年限の終期まで  
（奨学金規程所定の継続要件等があります。）

5 応募方法

---

<sup>1</sup> 給与所得、事業所得など所得の形態にかかわらず、住民税（区市町村税・都道府県民税）の課税所得（課税標準額）を基準とする。

下記の必要書類を在籍高等学校経由で財団に提出してください。個人からの直接の応募申込みには応じられません。

- (1) 願書（財団指定書式を使用し、写真を添付すること。）
- (2) 写真（4 cm×3 cm、カラー、上半身正面で、応募前3ヶ月以内のもの。裏面に学校名・氏名を記載した上で、願書に貼付のこと。）
- (3) 父母（またはこれに代わって家計を支えている者）の所得（課税）証明書（市区町村役場で発行のもの。コピー不可。）
- (4) 住民票の写し（本人及び願書記載の家族全員が記載されているもの又は全員分の住民票の写し。ただし、応募時には、マイナンバー（個人番号）、住民票コード及び本籍地は記載を省略し、世帯主及び続柄は記載しているものを提出すること。）
- (5) 学業成績を証明する書類（中学校3年間の5段階評価が記載された「中学校生徒指導要録抄本」のコピー。原本と相違ないことを在籍高等学校長が証明すること（校長名と学校印を押印のこと）。）  
※ 中学校在籍中（転校している場合には、転校前のものを含めた全期間のものとする。）の全期間の成績が記載されているもの。
- (6) 奨学生推薦状（在籍高等学校長の推薦状、財団指定書式を使用すること。）
- (7) 身元保証書（財団指定書式を使用すること。）
- (8) 個人情報に関する同意書（財団指定書式を使用すること。）

## 6 応募期限

令和4年5月25日（財団必着）

## 7 採用者の決定

応募者の申請内容に基づき、以下のとおり選考委員会で選考し、理事会で採用者を決定します。採用選考の結果は、在籍高等学校を通じて、令和4年7月末日頃までに通知します。なお、奨学金は4月分より遡って支給します。

一次選考：書類選考

二次選考：選考委員会による面接選考

ただし、新型コロナウイルスの影響により、選考時期・採用者決定時期が変更となる場合があります。

## 8 奨学生の義務

- (1) 学業成績の提出義務  
毎学年末に、学業成績を財団に提出していただきます。
- (2) 生活状況報告  
毎学年末に、生活状況（奨学金の使途を含む）に関する報告書を提出していただきま

す。

(3) 奨学金規程の遵守

9 注意事項

提出書類の記載事項に虚偽があった場合は、採用を取消し、給付金の返還を求められます。

10 個人情報に関して

提出書類に記載の個人情報については、個人情報保護に関する法律の趣旨に基づき、奨学生の選考、奨学金の支給、奨学生との連絡等奨学事業の運営に必要な目的に限定して使用します。

11 お申込み及びお問い合わせ先

〒522-0010

滋賀県彦根市駅東町15番1

公益財団法人堤康次郎記念育英財団

奨学生募集担当

電話：0749-30-9223

以上